

自治会活動振興補助要綱運用上の留意事項

(補助対象事業)

1 補助対象事業は、次の具体例による。

事業種目	区 分	具 体 例
1 環境整備	(1)生活環境の維持・向上	ゴミステーション、案内掲示板
	(2)交通・防犯等の安全確保	交通標識、カーブミラー、看板、防犯灯
	(3)環境保全及び緑化推進	花壇造成、プランター、樹木
	(4)省資源・リサイクル	ゴミステーション、リサイクル倉庫
2 文化・学習・ 福祉	(1)文化・学習活動	図書、テレビ、ビデオ
	(2)健康の管理・増進	遊具、健康器具、軽スポーツ用品
	(3)高齢者等への福祉活動	カラオケ、地域福祉活動用具
3 体育・レク	(1)体育・レク活動	パークゴルフ設備、ユニフォーム
	(2)その他の行事	ハッピー、浴衣、半天、テント、太鼓
4 その他	その他町長が認める事業	会館改修、修理、会館備品消耗品、事務機器

(補助対象事業の認定優先順位)

2 補助を希望する事業の認定優先順位は、事業効果の公共性を重視して、次のとおりとする

(1)補助事業の効果が、対象自治会会員のみ限定されず、一般町民及び町業務の関連や影響度が高い事業

例：ゴミステーションの設置維持、リサイクル活動、花いっぱい運動、自治会内案内設置、交通安全看板標識設置、防犯灯設置維持等

(2)補助事業の効果が、対象自治会会員にほぼ限定されるが、一般町民との関連もある事業

例：自治会館の整備、維持、改修、補修、除雪等、備品消耗品の整備(カーテン、イス、机、書棚、テレビ、ストーブ、灯油タンク、冷蔵庫、掃除機、湯沸し器、台所用具、什器等)

(3)補助事業の効果が、対象自治会会員にほぼ限定される事業

例：自治会活動に使用する事務機(パソコン、プリンタ、コピー機など)、行事用の半天、スポーツ用品、カラオケ、行事用テント

(施設備品の整備方法)

3 施設、備品等を整備する方法は、自治会員による労力奉仕を原則とし、補助認定の際は、業者発注事業に比べて優先するものとする。

4 労力奉仕の際の人件費(飲食費用含む)は、補助対象としない。

5 補助対象とする原材料等は次のとおりとする。

(1)種子、花苗、肥料、農薬、黒土等の原材料、消耗品等

(2)貨物車や作業機等の借上料及び燃料費等

(ハッピー、浴衣、ユニフォーム等)

6 ハッピー、浴衣、ユニフォーム等については、自治会が管理する備品として、次のとおりとする。

(1)耐用年数は、原則として10年間とする。

(2)耐用年数を経過した後も、自治会で保存管理し、個人の所有とすることはできない。